

長野ろう学校同窓会館設置及び管理運営規定

(趣旨)

第 1 条 本規定は、長野ろう同窓会館(以下会館)の設置及び管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第 2 条 会館は、同窓会員の福祉の増進及び自立の促進、親睦を図ることを目的とする。

(会館の管理)

第 3 条 会館管理には、同窓会館管理者(以下 管理者)があたるものとする。

(利用と時間)

- 第 4 条
- ① 会館の使用時間(会議も含む)は午前 9 時から午後 10 時までを原則とする。
 - ② 会館を使用する者は、あらかじめ一週間前に同窓会館使用申込書(別紙)を管理者に提出できるしなければならない。

(使用者の責務)

- 第 5 条 会館は、常に良好な状態に管理され、効率的に運営されなければならない。その為に、使用者は、次の各号に掲げる事項を守ること。
- ① 火災、盗難防止に努めること。
 - ② 施設、備品などを大切に使用すること。
 - ③ 使用後は清掃し、備品などを元のとおり直して置くこと。

(使用の許可)

第 6 条 会館を使用する者は、管理者の許可を受けなければならない。管理者は、必要な条件を付けることができる。

(使用者の範囲)

第 7 条 使用できる者の範囲は、同窓会員、長野ろう学校職員、PTA 関係者、東北信聴覚障害者親の会、関係者、その他管理者の許可を得た者とする。

(その他)

- 第 8 条 故意および過失により会館の施設などを破損し、または、滅失させた者は、その損害を弁償しなければならない。
- 第 9 条 本規定に反した者は、以後使用禁止する。
- 第 10 条 本規定に定める事項のほか、必要な事項は同窓会総会において別に定めることとする。
- 附 則 本規定は、平成元年 3 月 26 日に制定施行し、平成 4 年 4 月 26 日に一部改正し、施行する。更に平成 15 年 6 月 29 日、10 条一部改廃し、施行する。